

第二期宜野湾市まち・ひと・しごと 創生総合戦略編（事務局案）

(変更箇所等凡例)

新規

変更

~~完了・廃止~~

調整中

令和 年 月

宜野湾市

第二期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略

もくじ

1.	宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ	1
(1)	宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略.....	1
(2)	対象期間.....	2
(3)	推進・検証体制	2
2.	前提条件の整理.....	3
(1)	宜野湾市人口ビジョンの概要.....	3
(2)	宜野湾市関連計画の概要	5
(3)	国・県の総合戦略の概要	8
3.	基本的な考え方	10
(1)	基本的な考え方	10
(2)	基本目標.....	11
4.	宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略.....	12
(1)	雇用の分野	16
(2)	交流の分野	18
(3)	結婚・出産・子育ての分野.....	19
(4)	地域づくり・連携の分野	22

1. 宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

(1) 宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略

国は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、地方創生に取り組んでいる。

本市においても、同法第10条に基づき、住民が安心して生活を営める地域社会の形成を目的として「しごと」と「ひと」の好循環をつくるため、「宜野湾市人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という。）及び「宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定する。

人口ビジョンは、本市の人口の現状分析及び将来展望に必要な調査分析の結果等を踏まえ、人口に関しての本市の目指すべき将来の方向性及び2060年までの将来展望を描くものである。

総合戦略は、人口ビジョンで示した本市の人口の現状と将来展望を踏まえ、今後5年間の目標や施策の基本的方向性、具体的施策、客観的指標をまとめた計画である。

(2) 対象期間

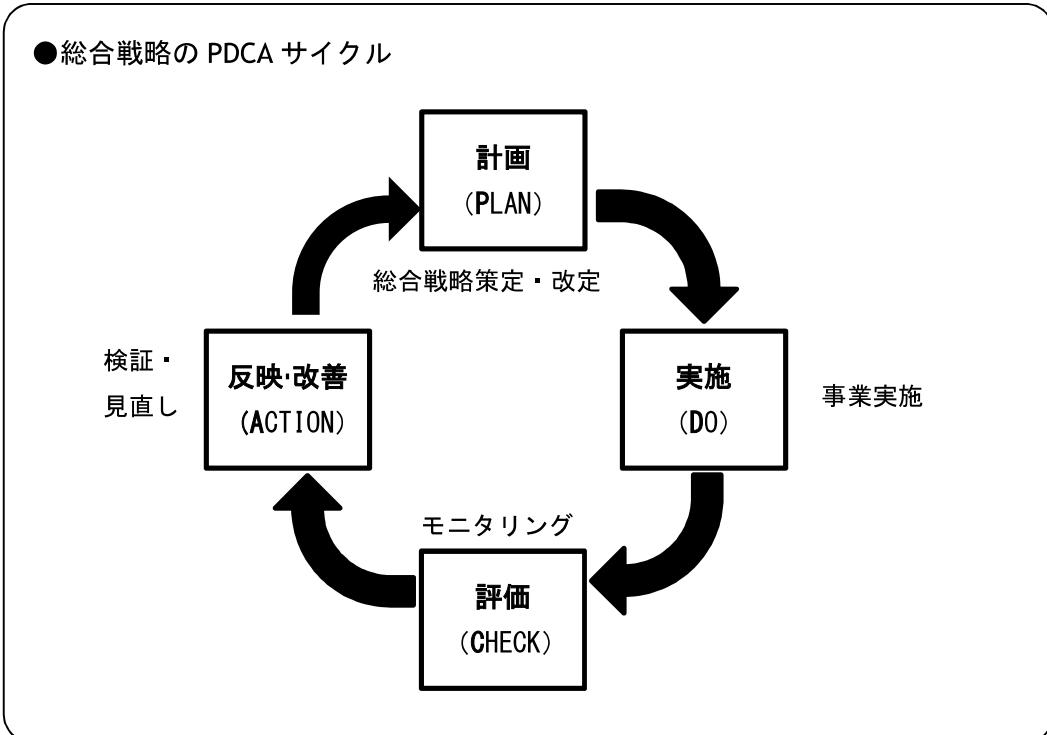
総合戦略の対象期間は、令和3年度～令和6年度の4年間とする。

(3) 推進・検証体制

総合戦略の推進においては、市民や自治会、市民団体、企業、教育機関、行政など多様な主体との協働により、各施策の取り組みを進めていくものとする。

総合戦略を効果的なものとするため、PDCAサイクルを導入し、その進捗を基本目標に係る数値目標や、具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度を検証し、改善を行う。その際、効果検証の客観性を担保するため、外部有識者等を含む検証機関を設置する。なお、当該検証機関による検証にあたっては、必要に応じ住民からの意見聴取等を行うことや、総合戦略の見直しの提言を行うと考えられる。

また、検証機関による検証に加え、施策の効果等について議会からの意見等も踏まえ、必要に応じて改定するものとする。



2. 前提条件の整理

(1) 宜野湾市人口ビジョンの概要

P3～P4
人口ビジョンと
合わせて更新

宜野湾市総合戦略は、宜野湾市人口ビジョンで示した「将来展望」の実現に向けて、講すべき施策等を定めるものである。ここでは宜野湾市人口ビジョンの概要を以下に整理する。

●宜野湾市における人口の現状

- ・人口は増加傾向にあるものの、少子高齢化が進行。出生数はほぼ横ばいで推移しているが、死亡数は緩やかな増加傾向にあり、自然増加数は縮小傾向。
- ・合計特殊出生率は 1.85 で全国平均の 1.41 よりも高いものの、人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準）の 2.07 には達していない。年少人口の減少、晩婚化と未婚化の進行、離別率の上昇等で、自然増加数は更に減少する恐れ。
- ・大学等への進学に伴う若年層の転入が見られるが、卒業時に男性は県外へ転出超過。
- ・子育て世代と思われる 30～40 代における県内他市町村への転出超過が目立つ。

●仮定値による将来人口推計

- ・現在の状況が持続すると、2025 年をピークに人口が減少。
- ・合計特殊出生率が 2.10 に上昇し、かつ人口移動が均衡した場合でも、2045 年をピークに人口が減少。

●市民の希望

- ・「宜野湾市人口ビジョン・総合戦略」策定のための市民アンケート調査（平成 27 年 8 月 19 日～9 月 1 日）において、理想的な場合の合計特殊出生率は 2.57

●宜野湾市の土地利用

- ・宜野湾市は市域のほぼすべてが市街化区域で、人口密度が約 70 人/ha と高い。
→基地跡地利用が実現しない限り、外部からの転入促進・産業誘致等の用地確保が難しい。

●対応の考え方

- <自然増減>
次世代を支える子どもを増やすことで、人口の自然増を支える。
- <社会増減>
人口流出抑制により、人口の社会移動の均衡を図る。



●目指すべき将来の方向性

市民が望む理想の場合の合計特殊出生率を達成し、更に、子育て世代の転入と転出の均衡を図る。

<自然増減>

子育て環境の充実や、結婚・出産・子育てをしやすい職場環境・雇用条件の改善等により、市民が望む理想的な合計特殊出生率（2.57）を実現し、人口の自然増の持続を図る。

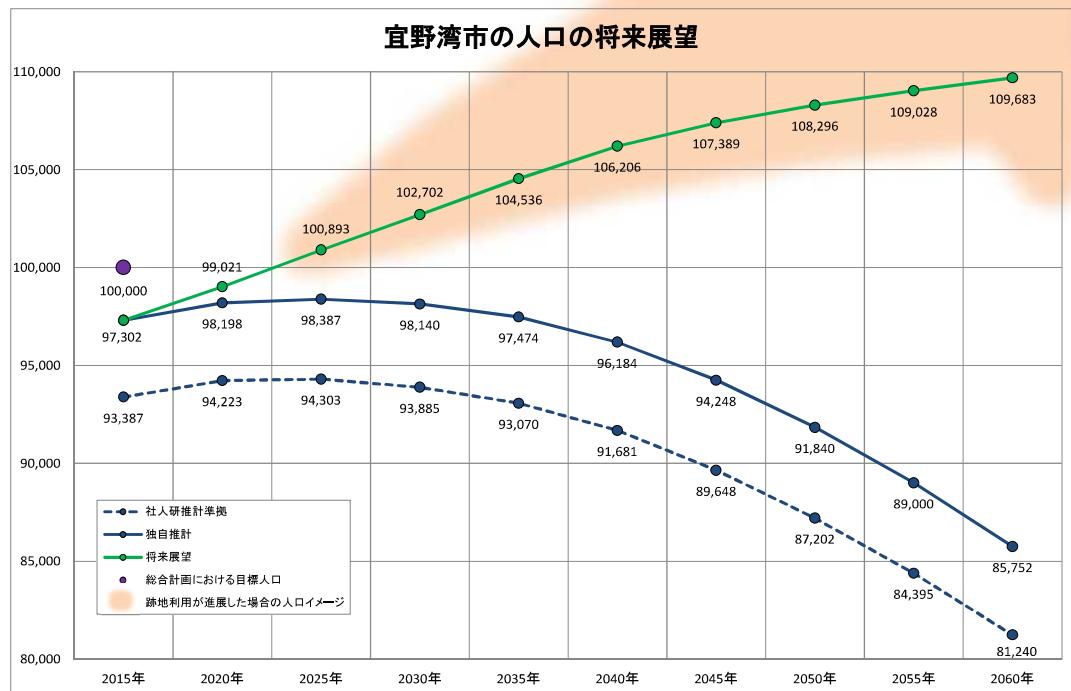
<社会増減>

子育て環境の充実や、職場環境・雇用条件の改善等により、子育て世代である30～40代の転出抑制を実現し、人口の転入・転出の均衡を図る。



●人口の将来展望

合計特殊出生率の改善と30～40代の移動の均衡によって、人口は減少することなく増加し続けることとなり、2060年には約109,700人となる。



※既存の市街地に収容しきれない人口は、駐留軍用地跡地に収容することが考えられる。

なお、跡地利用そのものが、人口の社会移動を呼び込むことにつながると考えられるが、現時点では、普天間飛行場等の跡地利用計画等が具体化していないため、跡地利用を前提とした人口の将来展望は、跡地利用計画の進捗を踏まえ、改めて設定する。

(2) 宜野湾市関連計画の概要

宜野湾市総合戦略の策定にあたり、整合する必要がある「総合計画」及び関連する主な各種計画について抜粋し、以下に整理する。

○第四次宜野湾市総合計画後期基本計画

[将来人口]

- 令和6年（2024）年に 10.5 万人（住民基本台帳）

[基本目標]

- 目標1：市民と行政が協働するまち
- 目標2：健康で、安心して住み続けられるまち
- 目標3：文化を育み、心豊かな人を育てるまち
- 目標4：地域資源を活かした、活力あるまち
- 目標5：安全・快適で、持続的発展が可能なまち
- 目標6：平和をつなぎ、未来へ発展するまち

○市民協働推進基本指針

[基本理念]

協働による「誇りと愛着の育まれるまちづくり」の実現
～宜野湾市だからこそできる、住んで良かったと思えるまちづくり～

[施策指針]

- 市民参加の推進
- 協働の主体の育成・支援
- 協働による取り組みをしやすくするための環境整備
- 本指針・施策の評価・見直し

[協働の定義]

市民、自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体、企業、教育機関、行政などが、地域や社会の課題解決に向けてお互いの持っている良いところや特性を持ち寄って、お互いの可能性を拓げながら一緒に取り組む。

○第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画

[基本理念]

- ・子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん

[基本目標]

- ・教育・保育と子育て支援の質の向上と安定的な提供
- ・切れ目のない子どもの健やかな育ちの支援
- ・子育てしやすい社会環境の整備

○第3次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぶらん～

[基本理念]

性別や世代を越えて共に輝く男女共同参画都市ぎのわん

[基本方針]

- ・男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進
- ・互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現
- ・DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進
- ・男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり

○第二次宜野湾市産業振興計画

[基本理念]

ヒト・モノ・情報が集まる 賑わいあふれ 活気のある 自立した経済の都市

[基本方針]

- 1.企業が育つ活力あるまちづくり
- 2.賑わいを生み出すまちづくり
- 3.産業基盤の充実
- 4.地域資源と人材の育成・活用

○宜野湾市健康増進計画 健康ぎのわん21（第2次）

[めざす姿]

全ての市民が心身ともにいきいきと暮らせる都市

[基本目標]

- ・健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進
- ・働き盛りの健康増進と早世の予防

○宜野湾市教育振興基本計画

[基本理念]

学び合い、未来を切り拓く人材の育成

[基本方向]

- ・生きる力を育む“ひとづくり”
- ・学校に関わる人たちが活動をとおしてつながる“学校づくり”
- ・地域が学びをとおしてつながる“まちづくり”

(3) 国・県の総合戦略の概要

宜野湾市総合戦略の策定にあたり、勘案する必要がある国の総合戦略及び県の総合戦略について以下に整理する。

●国の総合戦略

○目指すべき将来

- ① 将来にわたって「活力ある地域社会」の実現
- ② 「東京圏への一極集中」の是正

○基本方針 2020 の主要事項

- ① 地域経済・生活の再建
- ② 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正
- ③ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
- ④ 総合性のある具体事例の創出
- ⑤ 地域の実情に応じた取組に対する国の支援等

○第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標

- 基本目標① 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働くようにする
 - ・地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
 - ・安心して働く環境の実現
- 基本目標② 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
 - ・地方への移住・定着の推進
 - ・地方とのつながりの構築
- 基本目標③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ・結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
- 基本目標④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
 - ・活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保
- 横断的な目標① 多様な人材の活躍を推進する
 - ・多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
 - ・誰もが活躍する地域社会の推進
- 横断的な目標② 新しい時代の流れを力にする
 - ・地域における Society 5.0 の推進
 - ・地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

●沖縄 21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）

○施策体系

基本施策 1 自然増を拡大するための取組（安心して結婚・出産・子育てができる社会）

- (1) 結婚・出産の支援の充実
- (2) 子育てセーフティーネットの充実
- (3) 女性の活躍推進
- (4) 健康長寿おきなわの推進

基本施策 2 社会増を拡大するための取組（世界に開かれた活力ある社会）

- (1) 雇用機会の拡大
- (2) 稼ぐ力の向上と地域産業の競争力強化
- (3) U J I ターンの環境整備
- (4) 交流人口の拡大
- (5) 関係人口の創出・拡大

基本施策 3 離島・過疎地域の振興に関する取組（バランスのとれた持続的な人口増加社会）

- (1) 定住条件の整備
- (2) 特色を生かした産業振興
- (3) Uターン・移住者の推進

横断的な施策 持続可能な地方創生を推進する取組

- (1) 人材を育て、活躍を支援する取組
- (2) 企業版ふるさと納税等の推進
- (3) 新しい時代の流れを力にした取組

3. 基本的な考え方

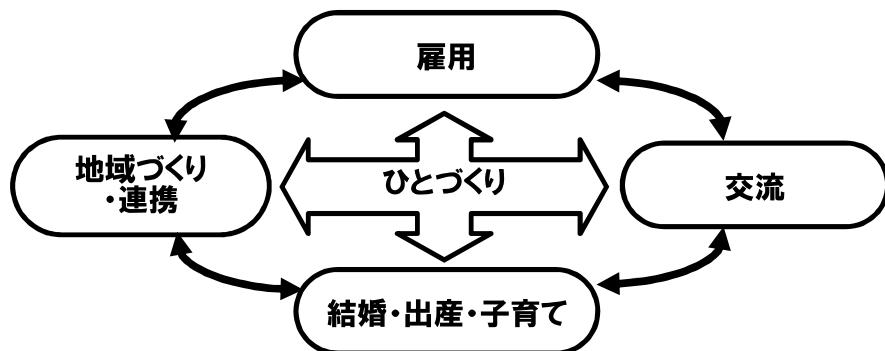
(1) 基本的な考え方

本市において、平成27年3月に返還された西普天間住宅地区を除き、大規模な駐留軍用地の跡地利用計画や、跡地利用が可能となる時期が明確になっておらず、当面の間は、外部からの転入促進や企業誘致のための用地確保などが難しく、大規模な施策の展開が難しい状況にある。

そこで、まずは地方創生の担い手となるひとづくりを行い、身近な所から施策を展開することとし、基本的な考え方を以下の通りとする。

●宜野湾市総合戦略の基本的な考え方

本市の総合戦略においては、国の総合戦略における基本目標を勘案し、取り組みを「雇用」「交流」「結婚・出産・子育て」「地域づくり・連携」の4分野に区分し、これらを支える「ひとづくり」を重視して施策を展開する。



(2) 基本目標

国の総合戦略における基本目標を勘案し、4つの基本目標を以下の通り定める。

		宜野湾市		国	
分野	基本目標	横断的な目標	基本目標	横断的な目標	
①雇用	基本目標① 魅力ある人材と産業を育成し安定した雇用を創出する		基本目標① 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働くようにする		
②交流	基本目標② 観光・コンベンションで多様な人との出会いと交流を促進する	新しい時代の流れを力とする 多様な人材の活躍を推進する	基本目標② 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる		新しい時代の流れを力とする 多様な人材の活躍を推進する
③結婚・出産・子育て	基本目標③ 市民の希望実現に向け安心して結婚・出産・子育てができる環境を整える		基本目標③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる		
④地域づくり・連携	基本目標④ 市民が健康で安心して住み続けられる、時代に合った都市をつくる		基本目標④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる		

4. 宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略

<p>基本目標① 魅力ある人材と産業を育成し安定した雇用を創出する (H31 数値目標) 有効求人倍率：毎年度の増加を目指す</p>
<p>基本的方向① 魅力ある人材育成モデルの確立</p> <p>【具体的施策】</p> <ul style="list-style-type: none">雇用の創出と就業支援の推進企業が求める人材育成の推進働きやすい職場環境づくりの促進国際感覚豊かな人材の育成 (KPI)<ul style="list-style-type: none">宜野湾市ふるさとハローワークにおける就職件数：約 800 件就業体験受講者数：約 ○名事業所内保育所数：○箇所中国廈門(アモイ)理工学院派遣留学生延べ人数：22 名
<p>基本的方向② 人材が活躍できる産業の育成・充実</p> <p>【具体的施策】</p> <ul style="list-style-type: none">地域の特性を活かした商店街づくりの促進情報通信関連事業所への支援都市型農業・漁業の促進中小企業等の活性化の促進産業の創出に向けた各種支援 (KPI)<ul style="list-style-type: none">空き店舗家賃補助採択件数：60 件空き店舗リフォーム補助 採択件数：40 件宜野湾ベイサイド情報センター（インキュベーションオフィス）での創業件数：3 件情報通信関連産業振興地域制度の活用事業所数：10 事業者学校教育における農作業（田いも）体験：○件小口融資制度の利用件数：10 件ワンストップ相談窓口利用者の創業件数：45 件産業高度化・事業革新促進地域制度の活用事業所数：○件以上
<p>基本目標② 観光・コンベンションで多様な人との出会いと交流を促進する (H31 数値目標) 西海岸地域入域者数：390 万人</p>
<p>基本的方向① 地域資源を活かした観光・交流の促進</p> <p>【具体的施策】</p> <ul style="list-style-type: none">魅力ある地域資源の創出・活用観光情報の発信及び関連団体との連携強化 (KPI)<ul style="list-style-type: none">はごろも祭り来場者数：16 万人多言語対応観光ガイドマップの発行部数：10,000 冊

基本的方向② スポーツコンベンションの振興による交流機会の創出

【具体的施策】

- ・各種スポーツキャンプ・大会の誘致・受入態勢の強化
(KPI)
- ・スポーツキャンプ・大会開催による来場者数：26,000人

基本目標③ 市民の希望実現に向け安心して結婚・出産・子育てができる環境を整える

(H31 数値目標) 待機児童数：0人

基本的方向① 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な供給

【具体的施策】

- ・乳幼児期の保育・教育の充実

- ・多彩な子育て支援サービスの充実

- ・地域と連携した子どもの居場所づくり

- ・教育環境の充実等による学力向上の推進及び支援体制の充実

(KPI)

- ・待機児童数：0人

- ・ファミリーサポートセンターにおける保育センター数：177人

- ・一時預かり保育実施箇所数：6か所

- ・放課後児童クラブ実施数：○か所

- ・放課後子ども教室実施数：○か所

- ・全国学力学習状況調査における

全国平均との差：小学校 +3.0 ポイント、中学校 ±0 ポイント

- ・児童英検正答率：小学校5年生 90%以上、小学校6年生 85%点以上

- ・支援が必要な児童・生徒（不登校児）への支援率：○%

基本的方向② 健やかで切れ目のない子どもの成長支援

【具体的施策】

- ・親と子の健康の確保に向けた取組みの推進

- ・障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援の充実

(KPI)

- ・おたふくかぜ予防接種率：90%以上

- ・3歳児健康診査受診率：90%以上

- ・放課後等デイサービス利用人数：○人

- ・日中一時支援利用人数：○人

基本的方向③ 子育てしやすい社会環境の整備

【具体的施策】

- ・児童虐待防止に向けた対策の推進

- ・ひとり親家庭への自立支援

- ・子どもの貧困対策の推進

(KPI)

- ・児童福祉支援者研修会における参加者の

意識・知識の向上：「参考になった」等とする参加者の割合を○%以上

	<ul style="list-style-type: none">・児童虐待防止講演会及び子育て支援講演会における参加者の意識・知識の向上：「参考になった」等とする参加者の割合を〇%以上・高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就職者の割合：90%以上・子どもの貧困対策支援員の配置：6名以上・子どもの居場所運営支援箇所数：9小学校区に1か所以上
基本目標④ 市民が健康で安心して住み続けられる、時代に合った都市をつくる	(H31 数値目標) 健康寿命の延伸：男性：77.5歳、女性：82歳
基本的方向① 市民のための跡地利用の推進	<p>【具体的施策】</p> <ul style="list-style-type: none">・駐留軍用地の跡地利用の推進 (KPI)・普天間飛行場跡地利用計画の策定進捗状況：跡地利用計画（素案）作成
基本的方向② 全ての市民が心身ともにいきいきと暮らせるまちづくり	<p>【具体的施策】</p> <ul style="list-style-type: none">・いきいきとした“ひと”を育む健康づくりの推進 (KPI)・運動習慣者の割合：男性 45%、女性 40%・学校体育施設夜間開放における利用者数：50,500人
基本的方向③ 安全な都市のくらしをまもる	<p>【具体的施策】</p> <ul style="list-style-type: none">・防災体制の充実と危機対応力の強化 (KPI)・自主防災組織の設立数：23団体・食糧・保存水の備蓄：27,639食、27,639L・普通救命講習等参加者数：2,140人/年
基本的方向④ 次世代に誇れる持続発展可能な都市の形成	<p>【具体的施策】</p> <ul style="list-style-type: none">・環境保全と循環型社会の構築・良質で安全な住宅整備、住環境整備の推進 (KPI)・家庭ごみの排出量：487g/人日・再エネ・省エネ設備等の設置によるCO₂削減量：114.4t-CO₂・宜野湾市空家等対策計画の策定：進捗管理・市営住宅の長寿命化改善事業実施済み住棟数：1棟
基本的方向⑤ 男女がともに能力を發揮するための意識と環境づくり	<p>【具体的施策】</p> <ul style="list-style-type: none">・家庭・地域・職場等における男女共同参画の推進・女性の能力発揮促進と人材育成 (KPI)・ふくふくで開催する男女共同参画に関する講座への参加者数：800人

- ・両親学級（こうのとり俱楽部）への父親の参加率：45%
- ・市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性の割合：40%～60%

(1) 雇用の分野

基本目標①

魅力ある人材と産業を育成し安定した雇用を創出する

(数値目標) 有効求人倍率：毎年度の増加を目指す

安定した雇用の創出により人口の定着を図り、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環をめざして、「魅力ある人材と産業を育成し安定した雇用を創出することを目指す。

基本的方向① 魅力ある人材育成モデルの確立

産業振興を担う人材や企業が求める多様なニーズに対応した人材の育成を図るとともに、雇用の創出や働きやすい就業環境づくり、企業と求職者とのマッチングにより市民が活躍できる場を提供する。

具体的施策

・雇用の創出と就業支援の推進

→多様な働き方就労支援、就職相談

(KPI) ・ 宜野湾市ふるさとハローワークにおける就職件数：約 800 件

・企業が求める人材育成の推進

→教育機関と連携した就職意識の向上促進、高度な技術を有した IT 人材の育成支援、企業の成長を担う人材の育成、中小企業の若手社員の支援、学生向けビジネスマナー基礎教育の支援

(KPI) ・ 就業体験受講者数：約 ○名

・働きやすい職場環境づくりの促進

→休業制度等の普及促進、地域資源を活用した就業環境整備と情報の提供、事業所内保育所の設置促進

(KPI) ・ 事業所内保育所数：○箇所

・国際感覚豊かな人材の育成

(KPI) ・ 中国廈門(アモイ)理工学院派遣留学生延べ人数：22 名

基本的方向② 人材が活躍できる産業の育成・充実

人材が活躍できる、地域に根付いた産業の活性化として、地域特性を活かした商店街の形成、都市型農業・漁業の促進を行うほか、IT産業や環境産業など新たな宜野湾ブランドの開発や可能性が期待される企業の支援に努め、地域経済の活性化につながる産業の育成を支援する。

具体的施策

・地域の特性を活かした商店街づくりの促進

→商店街活性化に向けた取組み、魅力的な商店街・商店づくりの推進、商店街を担う人材育成

- (KPI) • 空き店舗家賃補助採択件数：60件
- 空き店舗リフォーム補助 採択件数：40件

・情報通信関連事業所への支援

→IT関連産業の創業支援、情報通信関連産業振興地域制度の活用促進、情報通信産業振興施設の設立の検討

- (KPI) • 宜野湾ベイサイド情報センター（インキュベーションオフィス）での創業件数：3件

- 情報通信関連産業振興地域制度の活用事業所数：10事業者以上

・都市型農業・漁業の促進

→農水産業を担う人材の育成、経営安定化への支援、地産地消の促進

- (KPI) • 学校教育における農作業（田いも）体験：○件

・中小企業等の活性化の促進

→中小企業等の活性化と経営基盤強化への支援、宜野湾市中小企業振興会議の開催

- (KPI) • 小口融資制度の利用件数：10件

・産業の創出に向けた各種支援

→創業者支援ワンストップ相談窓口の活用促進、創業環境等の支援、産業高度化・事業革新促進地域制度の活用促進、企業誘致のための情報提供・支援

- (KPI) • ワンストップ相談窓口を活用した支援による新規創業者数：45件
- 産業高度化・事業革新促進地域制度の活用事業所数：○件以上

(2) 交流の分野

基本目標②

観光・コンベンションで多様な人との出会いと交流を促進する

(数値目標) 西海岸地域入域者数：390万人

宜野湾市では、県内最大のコンベンション機能や優れた交通アクセス性により、ヒトやモノが集積する都市という特性がある。また、西海岸の都市型リゾートを求めて多くの観光客が来訪している。

これらのヒトやモノの出会いと交流を促進することで、交流人口の増加と新たな産業の創出を目指し、「観光・コンベンションで多様な人との出会いと交流を促進する」ことを目指す。

基本的方向① 地域資源を活かした観光・交流の促進

県内最大のコンベンション施設を最大限に活かし、周辺施設の充実や魅力ある地域資源の再認識と活用によりコンベンションリゾートシティとしてのまちづくりを目指す。

具体的施策

・魅力ある地域資源の創出・活用

→多彩なイベント等の振興、民間活力を活かした観光資源の有効活用

(KPI) • はごろも祭り来場者数：16万以上

・観光情報の発信及び関連団体との連携強化

→観光ガイドマップの作成—HPでの観光情報の発信・充実、西海岸エリアにおける各種団体・企業との連携体制の充実

(KPI) • 多言語対応観光ガイドマップの発行部数：10,000冊

基本的方向② スポーツコンベンションによる交流機会の創出

各種スポーツキャンプ・大会の誘致・受け入れ態勢の強化等により、スポーツコンベンションによるトップアスリートと地域との交流が行えるまちづくりを目指す。

具体的施策

・各種スポーツキャンプ・大会の誘致・受入態勢の強化

→各種スポーツキャンプ・大会の誘致・開催支援、県内自治体及びスポーツ関連団体等との連携体制の充実、トップアスリートによるスポーツ教室の開催支援

(KPI) • スポーツキャンプ・大会開催による来場者数：26,000人

(3) 結婚・出産・子育ての分野

基本目標 ③

市民の希望実現に向け安心して結婚・出産・子育てができる環境を整える

(数値目標) 待機児童数 : 0 人

結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境を整え、市民の結婚・子育ての希望をかなえるため、「市民の希望実現に向け安心して結婚・出産・子育てができる環境を整える」ことを目指す。

基本的方向① 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な供給

待機児童の解消や、保護者の多様なニーズへの対応、相談支援や情報提供等により、出産・子育てに対する不安を解消し、夫婦が希望する子供の数を実現できる環境を整えることを目指す。

具体的施策

・乳幼児期の保育・教育の充実

→幼稚園教諭及び保育士確保の推進、2年保育・3年保育の推進、認定こども園への移行促進等、通常保育の充実、地域型保育事業の促進

(KPI) • 待機児童数 : 0 人

・多彩な子育て支援サービスの充実

→延長保育事業の継続実施、一時預かり事業の充実、幼稚園における預かり保育の継続実施、地域子育て支援拠点事業の継続実施、利用者支援事業の継続実施、ファミリー・サポート・センター事業の充実、病児・病後児保育事業の充実、給食費助成事業の推進

(KPI) • ファミリーサポートセンターにおける保育サポーター数 : 177 人

• 一時預かり保育実施箇所数 : 6 か所

・地域と連携した子どもの居場所づくり

→児童センターの充実、児童健全育成巡回事業「じゃんけんぽん」の継続実施、放課後児童健全育成事業の推進、放課後子ども教室推進事業の充実

(KPI) • 放課後児童クラブ実施数 : ○か所

• 放課後子ども教室実施数 : ○か所

・教育環境の充実等による学力向上の推進及び支援体制の充実

→わかる授業の構築、外国語教育を含めた国際理解教育の充実、学校のＩＣＴ化の推進、教職員の指導力の向上、不登校児への支援体制の充実

(KPI) ・全国学力学習状況調査における

　　全国平均との差：小学校 +3.0 ポイント、中学校 ±0 ポイント

・児童英検正答率：小学校 5 年生 90 点以上、小学校 6 年生 85 点以上

・支援が必要な児童・生徒（不登校児）への支援率：○%

基本的方向② 健やかで切れ目のない子どもの成長支援

子どもが健やかに成長できるよう、子どもと保護者に対する健康管理・指導の強化に取り組む。また、障がい児や発達面で支援が必要な子等に対し、その早期発見・早期支援が行えるよう連携体制の強化と、支援の充実を図る。

具体的施策

・親と子の健康の確保に向けた取組みの推進

→こども医療費助成の推進、妊婦健診等健診の推進、母子健康相談等相談窓口の継続実施、子どもの予防接種の推進

(KPI) ・予防接種率（おたふくかぜ）：90%以上

　　・3歳児健康診査受診率：90%以上

・障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援の充実

→特別支援教育の充実、障がい児保育の推進、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の推進、日中一時支援事業の推進、相談・情報提供体制及び支援ネットワークの充実

(KPI) ・放課後等デイサービス利用人数：○人

　　・日中一時支援利用人数：○人

基本的方向③ 子育てしやすい社会環境の整備

子育てしやすい社会環境として、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が図られるよう、労働環境改善の働きかけ等に取り組むほか、児童虐待の防止やひとり親家庭の支援や子どもの貧困対策などを実施し、全ての子どもの人権が尊重され健やかに成長することができるよう支援する。

具体的な施策

・児童虐待防止に向けた対策の推進

→育児支援家庭訪問事業の推進、要保護児童対策地域協議会の充実、虐待のある家庭等に対する対応の充実、家庭児童相談室における児童相談の充実

(KPI)・児童福祉支援者研修会における参加者の意識・知識の向上：

「参考になった」等とする参加者の割合を○%以上

・児童虐待防止講演会及び子育て支援講演会における参加者の意識・知識の向上：

「参考になった」等とする参加者の割合を○%以上

・ひとり親家庭への自立支援

→母子及び父子家庭等医療費助成の推進、母子家庭等日常生活支援事業の利用促進、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の実施、母子・父子自立支援プログラム策定による支援

(KPI)・高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就職者の割合：90%以上

・子どもの貧困対策の推進

→子どもの貧困緊急対策事業の推進、要保護及び準要保護学用品費援助事業による支援

(KPI)・子どもの貧困対策支援員の配置：6名以上

・子どもの居場所運営支援箇所数：9小学校区に1か所以上

(4) 地域づくり・連携の分野

基本目標④

市民が健康で安心して住み続けられる、時代に合った都市をつくる

(数値目標) 健康寿命の延伸：男性：77.5歳、女性：82歳

「しごと」と「ひと」の好循環を支える「まち」づくりとして、「市民が健康で安心して住み続けられる、時代に合った都市をつくる」ことを目指す。

基本的方向① 市民のための跡地利用の推進

駐留軍用地跡地が市民のためのまちとなるように、跡地利用の推進を図る。

具体的施策

・駐留軍用地の跡地利用の推進

→西普天間住宅地区の跡地利用計画の推進、普天間飛行場跡地利用計画の検討

(KPI)・普天間飛行場跡地利用計画の策定進捗状況：跡地利用計画（素案）作成

基本的方向② 全ての市民が心身ともにいきいきと暮らせるまちづくり

市民一人ひとりが生きがいを持って、住み慣れた地域で今後とも健康で安心して住み続けられるように、健康寿命の延伸や働き盛りの健康増進など健康づくりの推進、生涯学習、生涯スポーツの推進と、高齢者介護、福祉の充実を図る。

具体的施策

・いきいきとした“ひと”を育む健康づくりの推進

→美らがんじゅう体操普及活動、水中運動教室の開催、各種健康教室の充実、シルバーパスポート事業の推進、学校体育施設開放事業の推進、総合型地域スポーツクラブへの支援

(KPI)・運動習慣者の割合：男性 45%、女性 40%

・学校体育施設夜間開放における利用者数：50,500人

基本的方向③ 安全な都市のくらしをまもる

安心して住み続けられるまちづくりのため、地域の消防、救急、防災、防犯体制の充実を図る。

具体的施策

・防災体制の充実と危機対応力の強化

→地域防災計画の推進、自主防災組織の育成強化、避難行動要支援者台帳の整備及び避難支援体制の整備、消防団の充実強化、応急手当の普及啓発、消防設備等の整備強化
 (KPI) ・自主防災組織の新規設立数：23 団体
 　　・食糧・保存水の備蓄：27,639 食、27,639L
 　　・普通救命講習等参加者数：2,140 人/年

基本的方向④ 次世代に誇れる持続発展可能な都市の形成

市民の誇りとなる美しい都市をつくり、次世代に渡って持続的に住み続けることができるよう、都市における自然環境の保全やリサイクル推進などの環境衛生対策の強化、循環型社会の形成に努める。

具体的施策

・環境保全と循環型社会の構築

→ごみの排出抑制と資源化の推進、「ごみの分け方・出し方（ごみ分別）」の周知、再生可能エネルギー利用設備・省エネルギー設備等導入促進支援及び普及啓発、環境教育の推進
 (KPI) ・一人1日あたりのごみ量：487g/人日
 　　・再エネ・省エネ設備等の設置によるCO₂削減量：114.4t-CO₂

・良質で安全な住宅整備、住環境整備の推進

(KPI) ・宜野湾市空家等対策計画の策定：進捗管理
 　　・市営住宅の長寿命化修改善事業実施済み住棟数：1棟

基本的方向⑤ 男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり

市民一人ひとりが活躍し、自立した自分らしい生活を送れるようになることで住み続けることにつながることを目指し、性別や年齢などにとらわれず活躍することができる環境づくりを推進する。

具体的施策

・家庭・地域・職場等における男女共同参画の推進

→男性の家事・育児等への参加促進、社会制度・慣習等の見直しに向けた意識啓発、地域連絡会との連携及び支援充実、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発、企業におけるポジティブ・アクションの取り組み促進、府内における女性登用の推進及び職域の拡大

(KPI) ・ふくふくで開催する男女共同参画に関する講座への参加者数：800人

・両親学級（こうのとり俱楽部）への父親の参加率：[45%](#)

・女性の能力発揮促進と人材育成

→各種講座・講習会の開催及び案内充実、各種審議会等への女性委員登用促進、女性団体の活動支援、女性リーダー育成のための研修機会の確保

(KPI) ・市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性の割合：[40%～60%](#)

参考資料 1

宜企画第195号
令和2年9月29日

宜野湾市振興計画審議会会长 殿

宜野湾市長 松川 正則

第四次宜野湾市総合計画（後期基本計画及び第二期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略）について（諮問）

第四次宜野湾市総合計画（後期基本計画）及び第二期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することについて、宜野湾市振興計画審議会規則（昭和55年宜野湾市規則第17号）第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

○宜野湾市振興計画審議会規則

昭和55年3月31日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市附属機関設置条例(昭和55年宜野湾市条例第9号)第3条の規定に基づき、宜野湾市振興計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) 宜野湾市人口ビジョンに関すること。
- (4) 宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係諸団体に所属する者
- (3) 一般公募による市民
- (4) 市内行政機関に所属する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が委嘱又は任命された時における当該身分を失つた場合は、委員の職を失うものとする。

3 委員の再任は妨げない。

4 市長は、委員に欠員が生じた時は隨時補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に特定の事項を調査及び審議させるため、必要に応じ専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

7 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(関係者の出席)

第8条 審議会及び部会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を
求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策担当課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は会長
が定める。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

宜野湾市振興計画審議会 委員名簿

△	氏名	所属団体名・役職名等	備考
1	瀬口 浩一 オリ グチ ヨウイチ	琉球大学 国際地域創造学部 教授	第四次総合計画及び総合戦略会長
2	岩田 直子 イワタ ナオコ	沖縄国際大学 総合文化学部 人間福祉学科教授	総合計画策定時委員 男女協働関係
3	小野 尋子 オノ ヒロコ	琉球大学 工学部環境建設工学科 准教授	総合計画策定時委員 都市計画関係
4	玉城 直美 タマシロ ナオミ	沖縄キリスト教学院大学 人文学部英語コミュニケーション学科 准教授	SDGs関連
5	福里 清孝 フクシタ キヨタカ	宜野湾市商工会 会長	市産業関係
6	高里 健作 タカラト ケンサク	宜野湾市観光振興協会 会長	市観光関係
7	棚原 和明 タナハラ カズアキ	認定こども園 はごろも保育園 (宜野湾市認可保育園長会 選任)	
8	仲村 清 ナカムラ キヨシ	宜野湾区自治会長 (宜野湾市自治会長会 選任)	
9	仲村渠 満 ナカムダカリ ミツル	事務局長 (宜野湾市社会福祉協議会 選任)	市福祉関係
10	大城 秀信 オオシロ ヒデノブ	副会長 (宜野湾市老人クラブ連合会 選任)	
11	宮里 弘美 ミヤザキ ヒロミ	市民公募枠	
12	石川 正信 イシカワ マサノブ	教育委員 (宜野湾市教育委員会 選任)	
13	箭田 普 サキタ ヒロ	株式会社沖縄銀行普天間支店 支店長	総合戦略委員
14	宇根 信明 ウネ フジミ	日本労働組合総連合会沖縄県連合会連合沖縄中部地域協議会副議長	総合戦略委員
15	山内 一郎 ヤマウチ イチロー	FMぎのわん	メディア関係
16	野崎 聖子 ノイキ セイコ	うむやす法律会計事務所	弁護士
17	安藤 陽 アンドウ ヨウ	宜野湾市企画部長	